

税関発足150周年記念シンポジウム

税関行政の将来像 ～新たな環境変容・ニーズへの対応～

財務省関税局長 諏訪園 健司

I EPA等の進展

II AEOを巡る動き

III 経済安全保障における取組み

IV 150年のその先へ（1）

V 150年のその先へ（2）

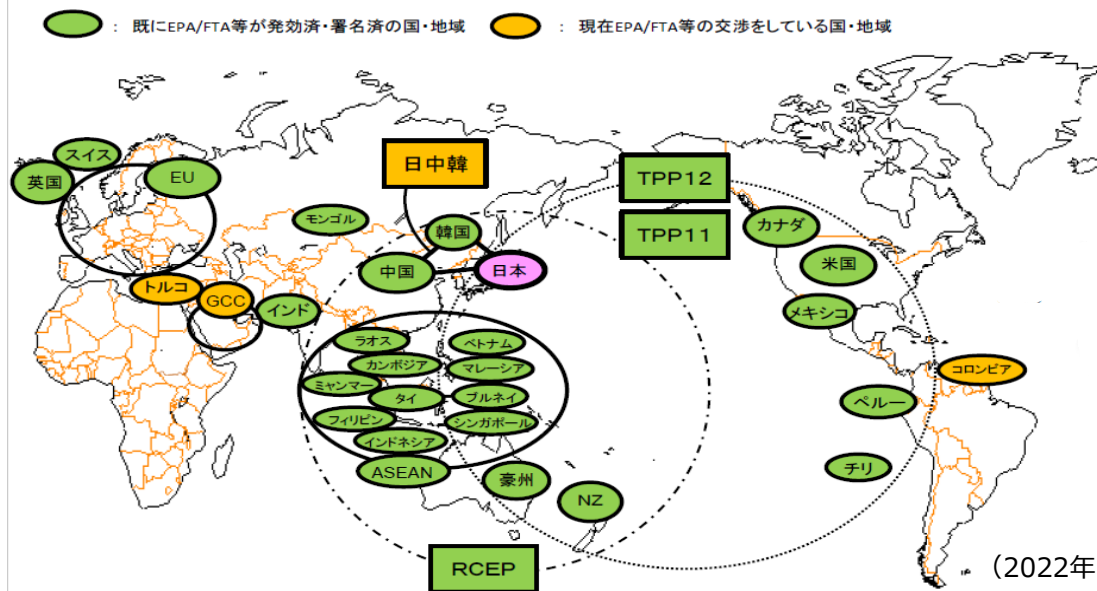
我が国 E P A 等の現状

発効済 (20)

シンガポール (2002年11月 (07年9月改正))、メキシコ (2005年4月 (12年4月改正))、マレーシア (2006年7月)、チリ (2007年9月)、タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年7月)、ブルネイ (2008年7月)、ASEAN (2008年12月、(2020年8月改正))、フィリピン (2008年12月)、スイス (2009年9月)、ベトナム (2009年10月)、インド (2011年8月)、ペルー (2012年3月)、豪州 (2015年1月)、モンゴル (2016年6月)、TPP11 (2018年12月)、EU (2019年2月)、米国 (2020年1月)、英国 (2021年1月)、RCEP (2022年1月)

署名済 (1)

TPP12 (2016年2月)



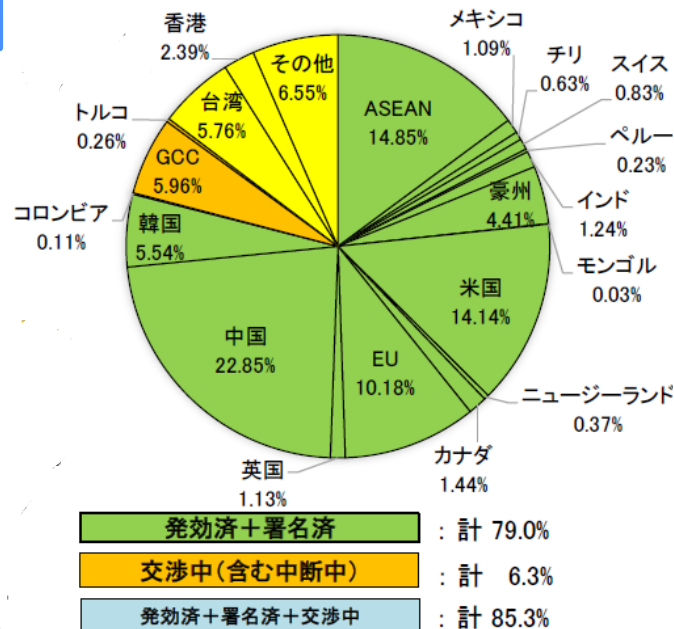
(2022年6月現在)

(注1) GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)

(注2) 米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

(外務省HPより抜粋)

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合(小数点第3位四捨五入)



出典: 財務省貿易統計(2022年3月公表)
(各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

EPA利用促進に向けた取組

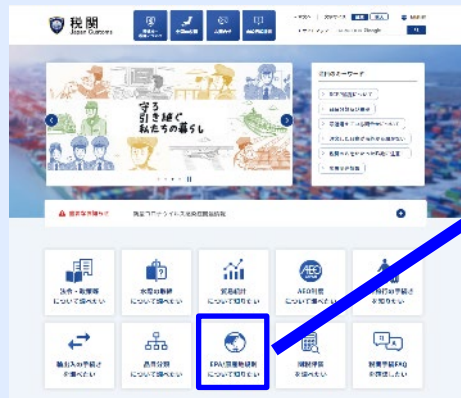
RCEPが発効したことにより、我が国の貿易総額に占めるEPA等発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割となった。

EPAの利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要。

具体的な取組

- 税関ホームページの利便性向上及び参考資料や動画コンテンツの充実等による情報発信の強化
- 事業者のニーズに沿った説明会の開催による理解の促進
- 輸出相談窓口の設置やEPA相手国に関する情報の充実による輸出者支援
- ヒアリングやアンケートを通じたニーズの把握

【利便性の向上】



EPA関連の情報を集約

【コンテンツの充実】



リーフレット等の充実



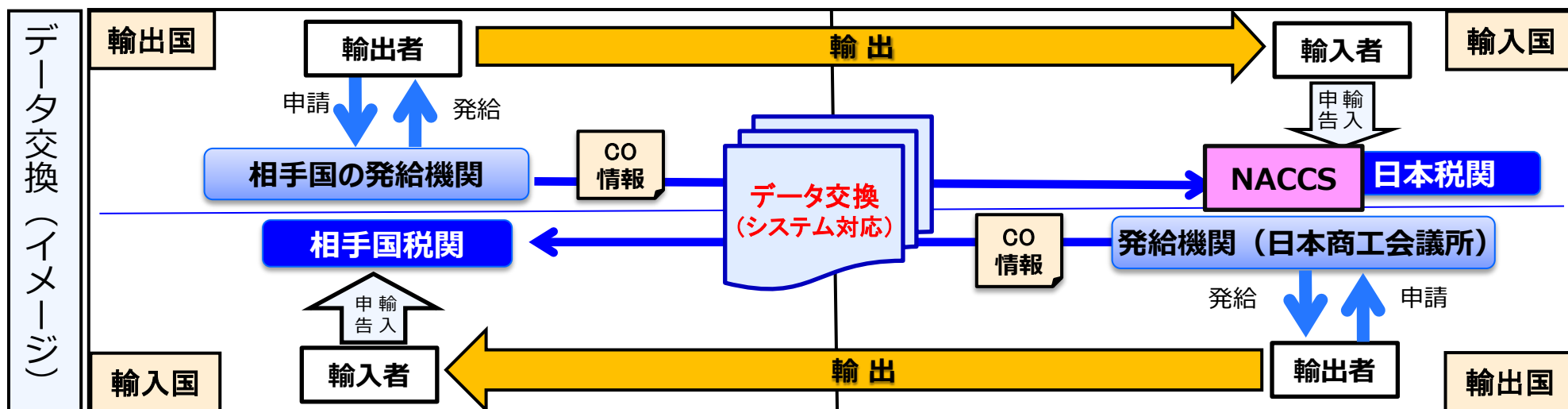
YouTubeの活用

原産地証明書（CO）の電子化（データ交換）について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済の一部のEPAを除き、電子化されておらず、紙原本の提出が求められるため、リードタイムへ影響が生じている。
- 産業界からの原産地証明書の電子化に対するニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。

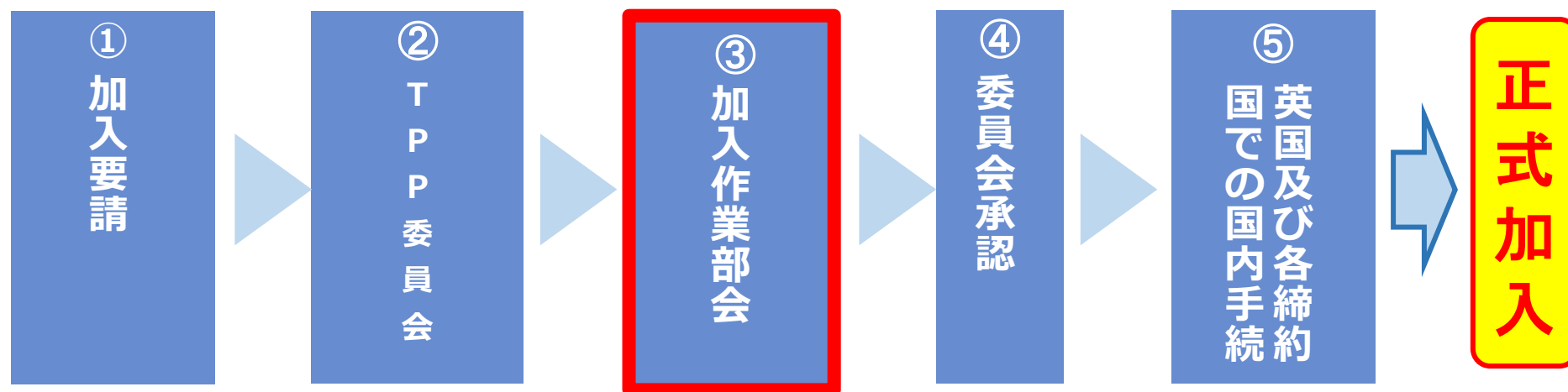


T P P 11 (CPTPP) に関する最近の動き

1. 英国のCPTPP加入交渉

- 2021年2月の加入要請後、同年6月T P P委員会（閣僚級）で**加入手続開始が決定**。
- 2021年9月28日から加入作業部会（議長：日本）を開催。英国が高いレベルのルールを遵守できるかの確認作業を実施中。
本年2月18日以降、**市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行**。

【T P P委員会決定に基づく英国のT P P加入手続の流れ】



2. CPTPP加入要請済の国・地域

- **中国、台湾、エクアドル、コスタリカ**が加入要請済。

インド太平洋経済枠組み（IPEF）

1. 経緯

- 2022年5月23日、米国が、バイデン大統領訪日時に、枠組みの立上げを発表。
- 2022年9月9・10日、閣僚級会合を開催（於：ロサンゼルス）。以下の4つの柱に関する閣僚声明を発出。

2. IPEFの概要

- 参加国：日・米・豪・ブルネイ・フィジー・インド（柱①を除く）・インドネシア・韓国・マレーシア・NZ・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム（14カ国）
- 交渉分野：以下の4つの分野を柱として協力の枠組みを構築。

柱①貿易

- ・労働
- ・環境
- ・デジタル経済
- ・農業
- ・透明性及び良き規制慣行
- ・競争政策
- ・貿易円滑化
- ・包摂性
- ・技術支援及び経済協力

柱②サプライチェーン

- ・重要分野及び物品の基準の策定
- ・重要分野と物品における強靱性及び投資の増加
- ・情報共有及び危機対応のメカニズムの構築
- ・サプライチェーンにおける物流管理の強化
- ・労働者の役割の強化
- ・サプライチェーンにおける透明性の向上

柱③クリーンな経済

- ・エネルギー安全保障及びエネルギー移行
- ・優先部門の温室効果ガス排出削減
- ・持続可能な土地、水及び海洋の解決策
- ・温室効果ガス除去のための革新的技術
- ・クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ

柱④公正な経済

- ・腐敗防止
- ・税
- ・キャパシティ・ビルディング及びイノベーション
- ・協力、包摂的な連携及び透明性

I EPA等の進展

II AEOを巡る動き

III 経済安全保障における取組み

IV 150年のその先へ（1）

V 150年のその先へ（2）

米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて
国際物流におけるセキュリティ対策の強化

背景

国際競争力向上等のため
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進

国際標準に則ったAEO制度を導入（平成18年3月）

- ・ 財務省・税関と民間事業者とのパートナーシップの構築
- ・ 国際物流の一層の円滑化とセキュリティ確保との両立

⇒ 我が国の国際競争力を強化（その後、対象事業者、メリットを順次拡大）

AEO制度とは

1. AEO制度に参加する事業者は、自社が関与する物流において
 - ① 税関手続等に関する法令を遵守すること（コンプライアンス遵守）
 - ② 取扱貨物の安全を確保していること（セキュリティ管理）を税関と共にあらかじめ確認（※1）

※1 AEO制度が求める具体的要件例

- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制、社内連絡体制
- 教育・訓練の体制

AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備が必要

2. 税関は、AEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供（※2）

※2 AEO事業者に対する緩和措置例

- 輸入手続：貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続：貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
- 保税運送手続：運送ごとの保税運送承認が不要
- 新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要（税関への届出のみ）
- 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関官署にも輸出入申告を行うことが可能。

AEO制度の対象となる事業者（計735者）

税関

パートナーシップ

輸入者
99者

輸出者
233者

倉庫業者
144者

通関業者
251者

運送者
8者

製造者
—

（令和4年8月30日現在）

税関



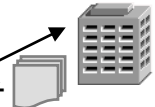
製造者



輸出入者



通関業者



運送者



保税地域

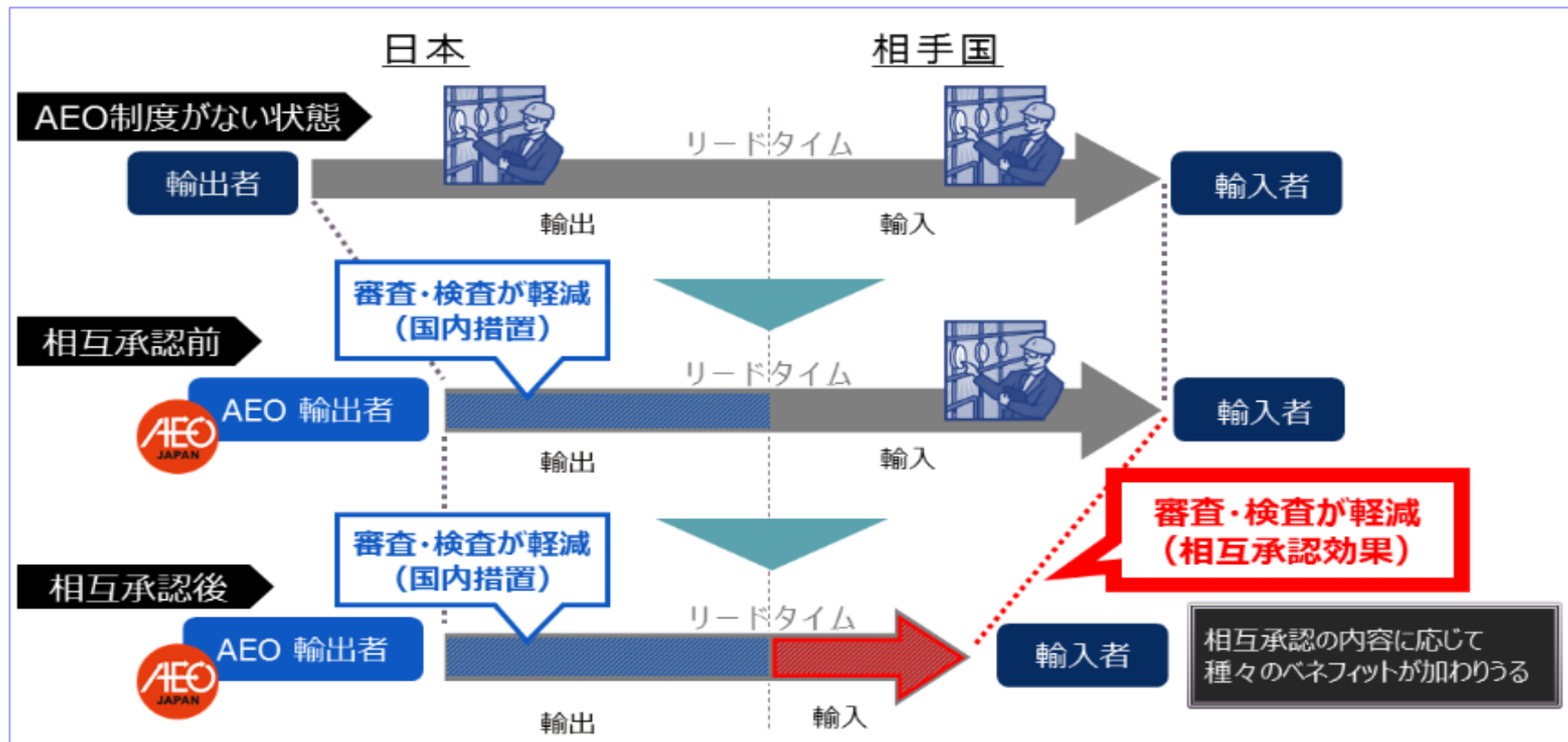
倉庫業者



AEO相互承認

- AEO相互承認とは、相手国のAEO制度を相互に承認することにより、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における通関手続を行う際に便益を与えることを認め、二国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み。
- 現在、我が国は米国、EUを含む13の国・地域（※）との間で相互承認を実施。
（※）ニュージーランド・米国・EU・カナダ・韓国・シンガポール・マレーシア・香港・中国・台湾・オーストラリア・英国・タイ

《AEO相互承認の効果(日本からの輸出の例)》



I EPA等の進展

II AEOを巡る動き

III 経済安全保障における取組み

IV 150年のその先へ（1）

V 150年のその先へ（2）

経済安全保障上の脅威の高まり

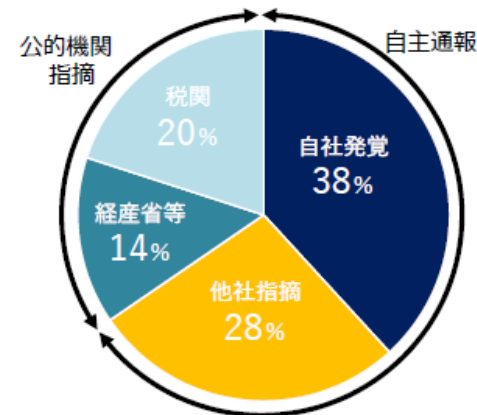
- 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制に該当する貨物については、輸出を許可するにあたり、経済産業大臣の輸出承認等の証明がなされているかを確認。
- 輸出規制に該当しない貨物として申告された場合であっても、輸出申告の内容や経済産業省からの情報提供等に基づき、輸出規制の該非について厳格な審査及び必要な貨物確認を行うとともに、輸出申告の適正性を確認するための輸出者に対する事後調査を実施。
- 加えて、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出を防止するための情報収集・分析を実施。

(注)2021年の輸出許可件数は、2千7百万件(前年比23%増)



- 昨今、経済安全保障上の脅威への対処が、政府全体として、重要な政策課題となっている。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)
 - 国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化
 - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備
 - 総理所信表明演説(令和3年10月8日)
「新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。」
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関として、以下の取組みを進めている。
 - ① 関係機関及び民間事業者との連携を強化し、不正輸出に関する情報の収集を促進して集約するとともに、情報分析を強化する。
 - ② 適正な輸出通関の徹底を図るとともに、輸出された貨物に関する事後調査の充実を図る。

外為法違反発覚の端緒分類別割合
(令和3年度経済産業省資料)



税関の事後調査を端緒に発覚した事案20%

ロシア等に対する経済制裁について

1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 本年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7各国を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国としては、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出禁止措置や、ロシアに対する奢侈品、半導体、量子コンピューター等の輸出禁止措置、アルコール飲料、木材、機械類・電気機械及び貴金属の輸入禁止措置を、2月下旬より順次実施。

2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 本年3月11日、G7首脳声明において、ロシアへの最恵国待遇撤回に努めるとの声明を発出。
(参考) 最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。
- ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正（4月20日成立、翌21日施行）。
(注) ロシアに対する当該措置の期限は令和5年3月31日となっているため、延長する場合は政令改正が必要となる。

税関の対応

- ロシア等に対する経済制裁を強固なものとするため、関係省庁等と緊密に連携しつつ、これらの措置の実効性を確保していく必要がある。
- 税関においては、輸入される貨物に対する適正な関税率の適用のための原産地の確認を行うとともに、輸出又は輸入される貨物について外国為替又は外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要とされるか否かの確認を行うなど、厳格な水際取締りを実施。

I EPA等の進展

II AEOを巡る動き

III 経済安全保障における取組み

IV 150年のその先へ（1）

V 150年のその先へ（2）

新たな環境変化への対応

税関を取り巻く新たな環境変化

スマート税関構想を取りまとめ後においても、モノ・ヒト・カネの流れの趨勢的な拡大に加え、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化
- ・ 越境電子商取引の拡大による輸入貨物の急増等によるサプライチェーンの変化の加速
- ・ 民間部門のデジタルトランスフォーメーションを含む経済社会全体のデジタル化の急速な進展
- ・ 経済安全保障上の脅威への対処を含む新たなニーズの出現

など、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、大きく変化

【参考】 新たな環境変化に伴い多様化・複雑化する税関業務への対応の必要性について、関税・外為等審議会答申で指摘（2021年12月）

- **新たな環境変化へ対応するとともに新たなニーズも的確に捉え、新たな施策に取り組む必要**
- **「スマート税関構想」を構想に留めることなく、スマート税関を実現していくことが重要**

今後の取組

スマート税関構想をベースとしつつ、新たな環境変化に対応できるよう、新規施策を検討し、税関発足150周年を機に取りまとめる予定

スマート税関の実現に向けた今後の取組

税関を取り巻く環境の変化

税関行政の中長期ビジョン『スマート税関構想2020』

～貿易の健全な発展と安全な社会、そして豊かな未来を実現するために
世界最先端の税関（スマート税関）を目指します～

【2020.6 公表】

『スマート税関構想2020』

Solution
(利便向上策)

利便向上策
に資する施策

Multiple-**A**ccess
(多元連携)

多元連携
に資する施策

Resilience
(強靱化)

強靱化
に資する施策

Technology & Talent
(高度化と人材育成)

高度化と人材育成
に資する施策

【2022.秋 公表予定】

(『スマート税関構想2020』 ➡ 施策のアップグレード)

継
続
施
策



新
規
施
策

必要に応じて、
構想の見直し
施策のアップグレード

スマート税関の実現

【参考 1】税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」

概要

税関を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図る等により、「**世界最先端の税関（スマート税関）**」の実現を目指す税関行政の中長期ビジョン（2020年6月に取りまとめ、公表）

主な施策・取組状況

Solution（利便向上策）

税関手続きにおける利便性の更なる向上のため、

- ・ 入国旅客に係る納税手続きにおいて、クレジットカード決済等による**キャッシュレス納付を可能に**
- ・ 相談対応の利便向上のため**チャットボットの導入**や**税関ホームページの検索機能を改善** 等



Multiple-Access（多元連携）

水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させるため、関係機関、貿易係事業者等との**パートナーシップを強化**。特に、**関係業界との間では、定期的な意見交換を実施**。



Resilience（強靱化）

社会構造の変化、災害リスク等に備えつつ、**税関行政を維持・発展**させるため、

- ・ 柔軟な働き方のための環境整備として、**テレワーク環境を充実**
- ・ 海岸線等における効率的・効果的な監視取締りのため、**ドローンを活用** 等



Technology & Talent（高度化と人材育成）

AI等の**先端技術により、税関業務を高度化**させるため、

- ・ **AIによるX線画像審査支援**等、税関業務へ先端技術を積極的に導入

【参考2】スマート税関構想2020の主な進捗

Solution (利便性の向上)

01 税関手続の一層のデジタル化

- 電子申告ゲートの増配備
- 納税のキャッシュレス化



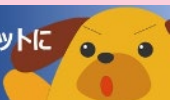
入国時の税関手続による待ち時間が解消されます

帰国時、税関にて関税等を現金以外で納付できるようになります

02 相談対応の利便性の更なる向上

- 税関チャットボットによる相談対応
- EPA利用者支援

税関チャットボットに質問する



24時間365日、スマホ等で相談できます



制度の利用が促進されるよう
に支援を行います

Multiple-Access (パートナーシップ強化)

01 関係機関・事業者との更なる連携

- 貿易関係の業界団体等との意見交換
- 他国税関との連携

貿易円滑化が一層進展されます



Resilience (しなやかで頼もしい税関へ)

01 災害等非常時に強いシステムの導入

- テレワーク環境の整備

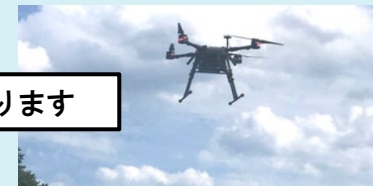
災害等非常時でも税関業務への影響を最小限にとどめます



02 海岸線等の監視取締りににおける先端技術の活用

- ドローンによる取締り

より安全・安心な社会の実現に繋がります



Technology&Talent (先端技術の活用と人材育成)

01 先端技術の積極的な導入・利活用

- AIによるX線画像審査支援
- RPAの活用

効果的・効率的な取締り等の実現に繋がります



I EPA等の進展

II AEOを巡る動き

III 経済安全保障における取組み

IV 150年のその先へ（1）

V 150年のその先へ（2）

WCO（世界税関機構）の最近の取組の一例

WCO戦略プラン（2022-2025）

- 2022年6月に開催されたWCO総会（於：ベルギー・ブリュッセル）において、2022年7月からの3年間を対象とする新たなWCO戦略プランを承認。
- 重点的に取り組む分野
 - ✓ 技術と創造（主にデータの活用及びデジタル化の推進）
 - ✓ グリーン化（環境保護の推進と循環型経済への対応）

データ戦略

- 同WCO総会では、「データ戦略」についても議論・承認され、以下の項目を柱として、新たに設置されることとなったデータ作業部会を中心に取組を進めていくこととされた。
 - ✓ 国際的なデータの共有（グローバルな統計情報の充実等、匿名化された情報の交換方法等）
 - ✓ 技術革新の活用を最大化するための税関、民間、学者の専門家コミュニティ構築
 - ✓ 途上国税関に対するデータを活用する組織への移行支援（キャパビル、EBPMの浸透）

ECOMAS（電子商取引）への対応

- 2018年に「ECOMAS基準の枠組み」を策定し、継続的に見直しを実施。
- 税関に共有される情報の拡充に向け、ECOMAS・プラットフォーマーを含む民間ステークホルダーを交えて、協力の在り方について議論。

技術シーズの動向把握（WCOテクノロジーカンファレンスへの参加）

WCOテクノロジーカンファレンスの概要

- 国際貿易やセキュリティ対策における最新の技術の活用状況を、税関及び民間の双方が共有し、更なる貿易円滑化と効果的な取締の方策を模索するために、毎年1回開催されるもの。
- 税関当局の他、検査機器メーカー、システムベンダー等が多数参加（参加登録1,000名以上）。



World Customs Organization
Organisation mondiale des douanes

WCO Technology Conference & Exhibition
2022

Driving Customs Performance with Data and Technology in
the Changing Landscape of Global Trade

Maastricht Exhibition & Congress Centre (MECC)
Maastricht, the Netherlands

18-20 October 2022

技術シーズの動向把握

- 税関のデジタル化の加速の重要性や、AI等先端技術を活用した不正薬物対策の高度化・効率化の必要性について、各国とも共通の認識。
- 諸外国の税関当局から、ドローンやビッグデータ解析の活用状況等について紹介。
- ベンダー等から、大気光線断層撮影による不正薬物等検知の開発状況や、輸出国の検査画像データを輸入国税関に提供するシステムなど、新技術について情報収集。
- 我が国から、AIを活用したX線画像審査支援にかかる開発経緯等について紹介するとともに、ベンダー等との協力の重要性について強調。

今後の取組

- 今後もWCO等を通じて、諸外国の最新の技術シーズの動向を把握するとともに、我が国への導入の可否等について検討。

関税技術協力

- 経済的・地理的に結び付きの強いASEAN諸国を重点としつつ、各地域の特性に応じた支援を実施。
- JICA及びWCO（世界税関機構）等の国際機関との協調により効果的な支援を実施。
- 新型コロナウイルス感染症に対する水際措置の状況も踏まえつつ、令和4年度から対面による支援を段階的に再開。

主な実施形態と実施例

【受入研修】

日本で開催するセミナー等に開発途上国税関職員を受入れ

（例）アジア等の税関職員15名程度を受け入れ、税関研修所や税関での講義・視察を実施。参加者は各国が抱える課題に対してアクションプランを作成。

【専門家派遣】

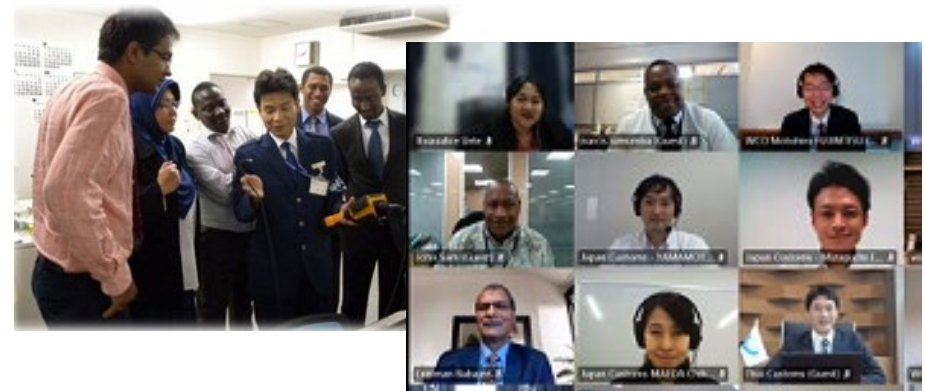
支援対象国で開催するセミナー等に日本税関職員を派遣

（例）WCO及びJICAと連携して実施している、アフリカ地域及び太平洋島嶼国の税関職員を対象に、指導教官となる職員を育成するマスタートレーナープログラムに、日本税関職員を専門家として派遣。

【JICA長期専門家】

JICAの予算を活用し、2～3年程度の期間、支援対象国に日本税関職員が専門家として常駐

（例）マレーシアにおける税関分析所の設立及び円滑な運用に向けた支援、タイ税関における人材育成能力強化に係る支援を実施。



※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面での実施ができなかったものの、オンラインによる技術協力を60件実施。

WCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）の日本招致

概要

- RILO（Regional Intelligence Liaison Office）
 - ・ 密輸情報交換の促進のための世界税関機構（WCO）の地域オフィスであり、世界に12箇所。
 - ・ 日々の情報交換の他、地域レベル、全世界レベルの密輸取締り強化策を企画・実施。
 - ・ 日本が参加するアジア大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）は、現在、韓国税関がホスト。
（任期：～2023年12月）
- 本年5月18・19日にインドネシア・バリで開催されたWCOアジア・大洋州（AP）地域 関税局長・長官会合において、**RILO・APの日本ホストが決定**。
（今回の決定による日本の任期は2024年1月から2027年12月までの4年間）

期待される効果

- RILO・APの日本ホストにより、
 - ・ 関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）となり、情報収集ネットワークの強化
 - ・ AP地域の取締り強化策を取り仕切れることから、日本の時々に関心事項に合った情報収集
 - ・ 税関のインテリジェンス分野における日本のプレゼンスの向上といった効果が期待でき、効果的・効率的な取締りが可能となる。

今後の取組

- 情報の拠点（ハブ）として機能すべく、WCO及びAP地域の税関当局との関係強化、税関分野における国際協力の推進に引き続き取り組む。